

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………一  
……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………二  
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域……………二  
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………三  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………三  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………四  
……………(下水道局)……………四
- 平成二十九年十月二日付東京都規則第九号……………四

### 告示

- 東京都告示第六百一十一号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年

通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十月二十六日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 豊島区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十九年十一月二十七日から平成三十年一月二十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。  
(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

### 東京都告示第六百一十二号

- 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十月二十六日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 千代田区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十九年十二月八日から平成三十年一月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

### 東京都告示第六百一十三号

- 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十月二十六日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域 品川区及び大田区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日 平成二十九年十二月四日から平成三十年二月二十八日まで(東京都の休日に關する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称  
検査機関

●東京都告示第千六百十四号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十九年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 商号 株式会社ランドデザイン
- 二 代表者氏名 代表取締役 富樫 英治
- 三 主たる事務所の所在地 八王子市横山町二十五番四号
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第九九九八号
- 五 免許年月日 平成二十八年四月一日

●東京都告示第千六百十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第二項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

江東区豊洲二丁目十五番十二及び同番十三 平成二十九年十月十二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千六百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十月二十六日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

- 指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十九 小金井市貫井 延長  
第一項第五号 年十月六日 北町三丁目九 一三・五二  
の規定による 百九十四番六 幅員  
道路の一部 四・〇〇

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ケーズデンキ府中本店
- 二 店舗所在地 府中市日鋼町一番四
- 三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス
- 四 設置者住所 茨城県水戸市柳町二丁目十三番二十号
- 五 変更を行った設置者名 株式会社ケーズホールディングス

<p>一 店舗名 ケーズデンキ西葛西店</p> <p>二 店舗所在地 江戸川区西葛西四丁目二番六十四 ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ケーズホールディングス</p> <p>四 設置者住所 茨城県水戸市柳町一丁目十三番二 十号</p> <p>五 変更を行った設置 者名 株式会社ケーズホールディングス</p>	<p>六 変更前の設置者の 代表者名 遠藤 裕之</p> <p>七 変更後の設置者の 代表者名 平本 忠</p> <p>八 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社ケーズホールディングス</p> <p>九 変更前の小売業者 の代表者名 遠藤 裕之</p> <p>十 変更後の小売業者 の代表者名 平本 忠</p> <p>十一 変更日 平成二十九年六月二十七日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年九月六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年十月二十六日から平 成三十年二月二十六日まで。ただ し、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>六 変更前の設置者の 代表者名 遠藤 裕之</p> <p>七 変更後の設置者の 代表者名 平本 忠</p> <p>八 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社ケーズホールディングス</p> <p>九 変更前の小売業者 の代表者名 遠藤 裕之</p> <p>十 変更後の小売業者 の代表者名 平本 忠</p> <p>十一 変更日 平成二十九年六月二十七日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年九月六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年十月二十六日から平 成三十年二月二十六日まで。ただ し、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>六 変更前の設置者の 代表者名 遠藤 裕之</p> <p>七 変更後の設置者の 代表者名 平本 忠</p> <p>八 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社ケーズホールディングス</p> <p>九 変更前の小売業者 の代表者名 遠藤 裕之</p> <p>十 変更後の小売業者 の代表者名 平本 忠</p> <p>十一 変更日 平成二十九年六月二十七日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年九月六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年十月二十六日から平 成三十年二月二十六日まで。ただ し、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>	<p>六 変更前の設置者の 代表者名 遠藤 裕之</p> <p>七 変更後の設置者の 代表者名 平本 忠</p> <p>八 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社ケーズホールディングス</p> <p>九 変更前の小売業者 の代表者名 遠藤 裕之</p> <p>十 変更後の小売業者 の代表者名 平本 忠</p> <p>十一 変更日 平成二十九年六月二十七日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年九月六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年十月二十六日から平 成三十年二月二十六日まで。ただ し、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>六 変更前の設置者の 代表者名 遠藤 裕之</p> <p>七 変更後の設置者の 代表者名 平本 忠</p> <p>八 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社ケーズホールディングス</p> <p>九 変更前の小売業者 の代表者名 遠藤 裕之</p> <p>十 変更後の小売業者 の代表者名 平本 忠</p> <p>十一 変更日 平成二十九年六月二十七日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年九月六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年十月二十六日から平 成三十年二月二十六日まで。ただ し、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>六 変更前の設置者の 代表者名 遠藤 裕之</p> <p>七 変更後の設置者の 代表者名 平本 忠</p> <p>八 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社ケーズホールディングス</p> <p>九 変更前の小売業者 の代表者名 遠藤 裕之</p> <p>十 変更後の小売業者 の代表者名 平本 忠</p> <p>十一 変更日 平成二十九年六月二十七日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年九月六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年十月二十六日から平 成三十年二月二十六日まで。ただ し、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 西友練馬店A館</p> <p>二 店舗所在地 練馬区練馬一丁目三番十号</p> <p>三 設置者名 西武鉄道株式会社</p> <p>四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号</p> <p>五 変更前の駐車場の 位置及び収容台数 隔地 二十六台</p> <p>六 変更後の駐車場の 位置及び収容台数 隔地 二十六台</p> <p>七 変更前の来客が駐 車場を利用するこ とができる時間帯 まで 午前七時四十五分から翌午前一時</p> <p>八 変更後の来客が駐 車場を利用するこ とができる時間帯 まで 午前七時四十五分から翌午前一時</p> <p>九 変更前の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置 四か所 隔地</p> <p>十 変更後の駐車場の 自動車の出入口の 数及び位置 六か所 隔地</p> <p>十一 変更日 平成三十年五月三十一日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年九月二十七日</p>	<p>六 変更前の設置者の 代表者名 遠藤 裕之</p> <p>七 変更後の設置者の 代表者名 平本 忠</p> <p>八 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社ケーズホールディングス</p> <p>九 変更前の小売業者 の代表者名 遠藤 裕之</p> <p>十 変更後の小売業者 の代表者名 平本 忠</p> <p>十一 変更日 平成二十九年六月二十七日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年九月六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年十月二十六日から平 成三十年二月二十六日まで。ただ し、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>六 変更前の設置者の 代表者名 遠藤 裕之</p> <p>七 変更後の設置者の 代表者名 平本 忠</p> <p>八 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社ケーズホールディングス</p> <p>九 変更前の小売業者 の代表者名 遠藤 裕之</p> <p>十 変更後の小売業者 の代表者名 平本 忠</p> <p>十一 変更日 平成二十九年六月二十七日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年九月六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年十月二十六日から平 成三十年二月二十六日まで。ただ し、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>六 変更前の設置者の 代表者名 遠藤 裕之</p> <p>七 変更後の設置者の 代表者名 平本 忠</p> <p>八 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社ケーズホールディングス</p> <p>九 変更前の小売業者 の代表者名 遠藤 裕之</p> <p>十 変更後の小売業者 の代表者名 平本 忠</p> <p>十一 変更日 平成二十九年六月二十七日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年九月六日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年十月二十六日から平 成三十年二月二十六日まで。ただ し、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号)に 定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間

平成二十九年十月二十六日から平成三十年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ひばりが丘駅南口地区再開発ビル

二 店舗所在地

西東京市ひばりが丘一丁目千六百番地

三 設置者名

鈴木 康元ほか八名

四 設置者住所

新宿区中井二丁目二番十号ほか

五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数

店舗西側ほか 三百二十台

六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数

店舗西側ほか 四百五十台

七 変更日

平成三十年五月二十九日

八 届出日

平成二十九年九月二十八日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十九年十月二十六日から平成三十年二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十九年十月二十六日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

代表者を変更した事業者

受理年 商号又は 新代表者名 旧代表者名  
月日 指定番号 名称  
平成二〇一八一 株式会社 南 正幸 関 弘行  
十九年 関工フア  
九月八 シリテイ  
日 ーズ

同月二 一九三七 株式会社 齋藤 榮子 齋藤 靖一  
十日 協和設備

正 誤

○平成二十九年十月二日付東京都規則第九号

一 ページ下段十二行目及び十三行目から始まる一文を一字上げる。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001  
定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)  
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

